

女性活躍推進法に基づく社会福祉法人 土佐香美福祉会 一般事業主行動計画

介護や福祉の職場においては、従前より女性職員の活躍が進んでいる。当法人においてもリーダーや主任を含む管理職クラスには、性別に関係なくその有する能力に応じた登用を積極的に進めてきた。また女性活躍推進においては、「短時間正職員規程」の制定などの育児支援制度の拡充により、これまでも女性が安心して働ける環境を整備するなどの取り組みを進めてきた。そのうえで、職員が性別や年齢などに関係なくその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 当法人の課題

育児休業取得率が女性職員は100%であるが、男性職員は0%である。

3. 目標

目標1：男性職員のうち、1名以上が計画期間中に育児休業を取得できるように、制度の周知・啓発を図る。

<対策>

- 平成28年4月～ 配偶者の出産時ならびに育児休業取得中における男性職員の育児休業の取得促進に向けた取り組みを開始する

目標2：法人で制定している『短時間正職員規程』の制度の周知を図り、柔軟な働き方の実現を目指す。

<対策>

- 平成28年4月～ 短時間勤務制度の内容等を職員に周知し、制度利用に向けた取り組みを開始する。